

答申第20号  
平成21年2月9日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項に基づき、平成21年1月9日付け佐市総法第501号により諮問がありました統計調査支援システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。